

認定審査会運用規程 新旧対照表

旧	新
<p>認定審査会運用規定</p> <p>(目的) 第 1 条本規定は、認定訪問療法士要綱第 6 条に基づき、認定審査会（以下、審査会）の運用に関して定める。</p> <p>(構成員) 第 3 条審査会の構成員は、次のとおりとする。 2 委員は、6 名以内とする。</p> <p>(規定の改定) 第 7 条本規定の改定に関する事項は、本協会会長の決するところによる。</p> <p>(附則) 本規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本規定は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。</p>	<p>認定審査会運用規程</p> <p>(目的) 第 1 条本規程は、認定訪問療法士要綱第 6 条に基づき、認定審査会（以下、審査会）の運用に関して定める。</p> <p>(構成員) 第 3 条審査会の構成員は、次のとおりとする。 2 委員は、12 名以内とする。</p> <p>(規程の改定) 第 7 条本規程の改定に関する事項は、本協会会長の決するところによる。</p> <p>(附則) 本規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 本規程は、平成 28 年 2 月 14 日から施行する。 本規程は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。</p>